陳 情 文 書 表

| 番号 | 受理年月日 | 件名 | 要旨 | 陳情者氏名 | 委員会 |
|-------|--------------|-----------------------|---|-------|------|
| 24第15 | 24 · 10 · 22 | 「教育費無償化」の前進を求めることについて | 父母が負担する学校教育費は、私立高校、公立高校とも、依然として家計の中で大きなものとなっている。長引く不況のもとで所得が下がり、これ以上の教育費負担は難しいという家庭も増えている。 独自の措置で私立高校授業料を実質無償化する自治体もあるが、自治体の努力に頼る方法は地方財政の厳しさからも限界があり、教育を受ける権利が自治体による格差で左右されてはならない。そのためには、国は責任をもって教育費の父母負担軽減を進める必要があり、「高校無償化」は維持するだけでなく大きく拡充するべきである。 ついては、社会全体で高校生・大学生の学びを支えるため、次の事項について国会及び関係行政庁へ意見書を提出されたい。 (1) 国は、「高校無償化」の維持・拡充をすすめること。 (2) 国は、高校生・大学生に対する「給付制奨学金」制度をつくること。 | | 総務文教 |

| 24第16 | 24 · 10 · 22 | 「ゆきとどいた教育」の前進を求めることについて | 2011 年 4 月に義務標準法が改正され少人数学級が広がったが、国が新たな教職員定数改善計画を策定しなかったため、自治体にとっては長期的計画に沿った教員配置ができないという問題を残し、独自措置による財政負担がそのままとなっている。 学校では臨時・非常勤が増え続けており、子どもにとっても、働く教職員にとっても十分な教育環境とは言えない。教職員定数の改善とともに、臨時・非常勤の正規化を進めなければならない。 また、教育の機会均等を保障するためには、自治体間で財政力の違いのある地方に負担を押し付けるのでなく、国が責任を持って教育予算を増やし、全国の教育条件整備を進めることが必要である。 ついては、次の事項について国会及び関係行政庁へ意見書を提出されたい。 (1) 国の責任で、すべての小・中学校、高校で30人学級を実現すること。 (2) 国は、新たな教職員定数改善計画をつくり、計画的に教職員を増やすこと。 | 秋田県ゆきとどいた教育をすすめる会 | 総 文 務 教 |
|-------|--------------|-------------------------|---|-------------------|---------|
|-------|--------------|-------------------------|---|-------------------|---------|

| 2 4 第 18 | 24 · 10 · 22 | 国に生活保護基準の引き下げをしないことを求めることについて | 国が老齢加算を廃止し、毎月の生活保護費を約2割減らした結果、人間らしい暮らしができなくなっている。その上、厚生労働省が年内にも決めようとしている生活保護基準の引き下げは、利用している人たちの「健康で文化的な最低限度の生活」を脅かし、最低賃金や年金、就学援助など各種制度の切り下げにつながる。 国民生活の最低保護基準の土台をなす生活保護制度は国の責任で保障すべきである。 ついては、次の事項について関係行政庁へ意見書を提出されたい。 (1) 生活保護の老齢加算を復活すること。 (2) 生活保護基準の引き下げをしないこと。 | 秋田県社会保障推進協議会 | 厚生 |
|-------------|--------------|-------------------------------|--|--------------|------------------|
| 2 4 第 19 | 24 · 11 · 21 | 公文書等の保存・管理について | (3) 生活保護費の国庫負担を現行の75%から全額国庫負担にすること。 公文書管理法では地方公共団体に対しても、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策の作成と、それに向かって実践に努めるよう規定しており、すべての市町村が情報公開制度の導入もからんで、早急な対応を余儀なくされることが予想される。 本市の現状を見ると、合併以来7年が経過しているが、旧市町村時代の行政文書が未だ収納先が決まらず、旧庁舎ごとに積み重ねられている状況が散見される。 | 吉沢 昴 | 総 務 文 教 |

| | | | ついては、今後、関係条例の制定、専門的職員の養成、全公文書の集約、分類、整理、利用にいたる基準作成と実行、最終的にはこれら条件を満たす仮称・公文書館の建設等について着実な推進をなされたい。 我が町内を横断し、県道・町街地(細谷理容店)から東側市道(小笠原製材所)に至る市道は狭く、側溝には蓋がない | | |
|-------|--------------|-------------------------------|--|------------------------|----|
| 第 20 | 24 · 11 · 21 | 市道の側溝改修について | ため、通行人や自転車の転落事故が多発している。また、近年、小学校の統合も予定されており、児童生徒の通学も多くなることが予想されるので、早急に改修されたい。 | 横道上町内会 | 建設 |
| 24第21 | 24 · 11 · 27 | 学校給食の食材の全量検査と食の安全教育を求めることについて | 学校給食については、その食材が一部だけでなく全ての品目が検査できる体制が必要であり、ごく一部しか検査しない現在の体制では不十分である。個人で尿検査を受けた市内の子ども11人のうち5人からセシウムが検出された。原発事故以降、給食の食材が市独自で検査されたのは今年8月からであり、学校給食の食材から体内に入った可能性も否定できない。放射性物質が子どもたちの体内に絶対入らないよう万全な対策をすることが教育機関の責任と考える。また、学校給食が教育の一環として、子どもたちへの食に関する安全教育も極めて重要である。ついては、次の事項について市及び教育関係機関への働きかけをなされたい。 | 未来に生きる子どもたちの 幸せを願う会 | 総教 |

| | | | 1. ①給食の食材一つひとつを検査し、放射性物質が含まれな | | | | |
|------|--------------|-----------------|---------------------------------|----|-----|-----|----|
| | | | い食材のみを使用されたい。 | | | | |
| | | | ②子どもたちの飲料水の管理に万全を期されたい。 | | | | |
| | | | ③プールの水質検査を徹底し、使用にあたっては保護者など | | | | |
| | | | と相談し慎重を期されたい。 | | | | |
| | | | 2. 子どもたちに食の危機を教え、なぜ放射性物質に汚染され | | | | |
| | | | た食品を食べたらいけないのか、「食の安全の新しい考え | | | | |
| | | | 方」が子どもたちの身につくよう教科として教えていただ | | | | |
| | | | きたい。 | | | | |
| | | | 平成 23 年 12 月、増田地区の学校給食に使用された福島産 | | | | |
| | | | きゅうりについてその出荷元が公表されず、放射性物質の測 | | | | |
| | | | 定値が把握されていなかったこと、また今年10月には醍醐保 | | | | |
| | | | 育園で使用予定のかぼちゃからセシウムが検出されたが、こ | | | | |
| | | | の事実がこのときに保護者へ説明されなかったことなどか | | | | |
| 0.4 | | 給食食材の使用実態に関して、全 | ら、給食関係機関や市には放射性物質に関する配慮がないこ | | | 総 | ₹Æ |
| 2 4 | 24 · 11 · 27 | 市民に情報公開を求めることにつ | とに不安や不信感が募っている。 | 熊谷 | 菜畝子 | 文 次 | ~~ |
| 第 22 | | いて | ついては、給食食材の実態につき下記の事項について情報 | | | | 教 |
| | | | 公開の徹底を期すよう関係機関への働きかけをなされたい。 | | | | |
| | | | 1. 福島産きゅうりの使用にあたり、出荷元に放射性物質量を | | | | |
| | | | 確認したか。また、その値は。 | | | | |
| | | | 2. かぼちゃに含まれていたビスマスの値は。また、ビスマス | | | | |
| | | | が子どもの健康に及ぼす影響は。 | | | | |

| | <u> </u> | |
|--------------------------------|----------|--|
| 3. 誤検出するのであれば、測定方法や装置の信頼性に問題が | | |
| あると考えられないか。 | | |
| 4. 醍醐保育園の保護者に対しなぜ直ちに説明しなかったの | | |
| か。また、増田地区の保護者にはきゅうりの件を説明して | | |
| いるのか。 | | |
| 5. 子どもたちへの内部被曝の影響は大人の20倍とも言われて | | |
| いる。食品等の放射性物質測定実施要綱では50ベクレル/kg | | |
| 未満であれば食材を精密に調べなくてよいと定められてい | | |
| るが、秋田県の農産物がおよそ1ベクレル/kg以下であるこ | | |
| とから考慮すると、その 50 倍の食材でも安全であるとする | | |
| 根拠は何か。 | | |